

○新潟県中東福祉事務組合処務規程

平成 29 年 3 月 31 日組合規程第 1 号

改正

平成 31 年 3 月 25 日組合規程第 1 号

新潟県中東福祉事務組合処務規程（平成 5 年組合規程第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、法令、条例及び他の規則等に定めるものを除くほか、新潟県中東福祉事務組合（以下「組合」という。）管理者権限に属する事務の適正かつ能率的な運用を図るため、補助機関の組織及び所掌事務等について必要な事項を定めるものとする。

（補助機関等）

第 2 条 前条の組織は、次に定めるところによる。

(1) 事務局

新潟県中東福祉事務組合事務局設置条例(平成 24 年組合条例第 12 号)第 1 条に規定する機関をいう。

(2) 福祉型障害児入所施設ふなおか学園(以下「学園」という。)

新潟県中東福祉事務組合児童福祉施設等設置条例(昭和 61 年組合条例第 3 号。以下「施設等設置条例」という。)第 1 条第 1 項に規定する機関をいう。

(3) 障害者支援施設ふなおか更生園(以下「更生園」という。)

施設等設置条例第 1 条第 3 項に規定する機関をいう。

(4) 相談支援事業所ふなおか(以下「相談ふなおか」という。)

施設等設置条例第 1 条第 2 項及び第 4 項に規定する機関をいう。

(5) フレンズポートふなおか(以下「フレンズポート」という。)

施設等設置条例第 1 条第 5 項に規定する機関をいう。

（係の設置）

第 3 条 前条の機関に、新潟県中東福祉事務組合係設置条例(平成 12 年組合条例第 1 号)第 1 条に規定する係を次のとおり置く。

(1) 事務局 庶務係

(2) 学園 生活支援係

(3) 更生園 生活支援係 作業支援係

(4) 相談ふなおか 相談支援係

(5) フレンズポート 地域生活支援係

（分掌事務）

第 4 条 各係の分掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

2 係員は、前項の規定にかかわらず上司の指示又は必要に応じて他の係の事務に協力しなければならない。

3 事務局長、事務長及び園長は、臨時又は特別の事務について分担を指示し処理させることができる。

（職及び職務）

第 5 条 事務局に事務局長を、学園、更生園に園長を、相談ふなおか、フレンズポートには所長を置くことができる。

2 事務局に事務長を、学園、更生園に次長を置くことができる。

3 係に係長を置くことができる。

4 前項に規定する職のほか、必要に応じて、事務局等に主幹、主査、主任、保育士、児童指導員、生活支援員、作業支援員、職業指導員、支援員、指導員、主事、看護師、栄養士、相談支援専門員、管理員及び世話人をおくことができる。

5 前各号に掲げる職は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、上司の命を受けて同表右欄に掲げる職務を行う。

左欄	右欄
事務局長	組合事業の掌理及び組合職員の指揮監督
園長	園務の掌理及び所属職員の指揮監督
事務長	事務局の事務の統括及び所属職員の指揮監督
所長	所管事務の掌理及び所属職員の指揮監督
次長	園務の整理及び園長の職務遂行の補佐
主幹	特命事項の処理又は事務局長等の職務遂行の補佐
係長	係の事務処理及び係員の指揮監督
主査(主任)	特命事項の処理又は事務局長等の職務遂行の補佐
主事	担当事務の処理
栄養士	
保育士	利用者の支援及び園務の処理
児童指導員	
生活支援員	
作業支援員	
職業指導員	
支援員	
指導員	
看護師	利用者の健康管理・保健及び園務の処理
相談支援専門員	利用者の相談支援
管理員	園務の処理
世話人	利用者への支援

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 25 日組合規程第 1 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

1 事務局

(1) 庶務係

① 庶務

- ア 組合事業の総合企画及び調整に関する事。
- イ 組合議会の招集、議案の作成並びに連絡調整に関する事。
- ウ 条例、規則等の制定、改廃、例規類集に関する事。
- エ 予算編成及び執行に関する事。
- オ 公告式に関する事。
- カ 公印の管理に関する事。
- キ 組合財産の取得、管理及び処分に関する事。
- ク 財産台帳及び備品台帳の整理保存に関する事。
- ケ 運営会議、職員会議等に関する事。
- コ 文書、図書等の收受、受付、配布、整理及び保管に関する事。
- サ 公用車の管理及び使用調整に関する事。
- シ 苦情解決委員会に関する事。

ス その他、他の係に属さない事項

②人事

- ア 職員の人事、服務、賞罰並びに給与に関する事。
- イ 職員の休暇、出張に関する事。
- ウ 職員の研修及び福利厚生及び災害補償に関する事。
- エ 給与に係る所得税の源泉徴収、年末調整に関する事。
- オ 共済組合、総合事務組合、災害補償に関する事。
- カ その他、他の係に属さない事項

③給食

- ア 献立表の作成及び栄養指導に関する事。
- イ 検食に関する事。
- ウ 給食日誌に関する事。
- エ 職員等の給食に関する事。
- オ 給食関係調査、統計に関する事。
- カ 所管物品の購入及び管理に関する事。
- キ 給食関係器具類の管理及び衛生に関する事。
- ク その他、給食に関する事。

④安全対策

- ア 園内外の安全対策に関する事。
- イ 避難訓練に関する事。
- ウ 地域防災に関する事。

⑤外郭団体

- ア ふなおか家族会に関する事。
- イ 橋田地域福祉推進協議会に関する事。

2 学園

(1)生活支援係

①管理

- ア 支援向上のための企画立案に関する事。
- イ 個別支援計画策定に関する事。
- ウ 所管の予算編成及び執行に関する事。
- エ 入退所、契約及び措置変更に関する事。
- オ 一時保護に関する事。
- カ 利用者台帳管理に関する事。
- キ 調査統計に関する事。
- ク 実習生の受入れ指導に関する事。
- ケ ボランティア活動に関する事。
- コ 短期入所・日中一時に関する事。
- サ 地域移行に関する事。
- シ 地域交流に関する事。
- ス 家族会に関する事。
- セ 苦情受付、解決に関する事。
- ソ 預り金の管理に関する事。
- タ 児童手当及び措置支援費の管理に関する事。
- チ 支援員の年次休暇に関する事。
- ツ 支援員の勤務割に関する事。

テ 支援員の研修及び出張に関すること。

ト その他管理に関すること。

②生活支援

ア 利用者の生活支援及び余暇活動に関すること。

イ 利用者の衣服等の洗濯、補修等に関すること。

ウ 利用者の入浴支援及び浴室管理に関すること。

エ 週末帰省に関すること。

オ 所管物品の購入及び管理に関すること。

カ 視聴覚機器及び記録写真等の管理に関すること。

キ 寝具類に関すること。

ク 行事計画に関すること。

ケ 特別支援学校との連絡調整に関すること。

コ その他生活支援に関すること。

③居室

ア 居室支援に関すること。

イ 居住棟「室」の管理に関すること。

④保健

ア 利用者の健康管理に関すること。

イ 利用者の通院等に関すること。

ウ 医薬品及び保険証等の取り扱いに関すること。

⑤安全対策

ア 防災、防犯等安全対応に関すること。

イ 避難訓練等安全対策に関すること。

ウ 園内外の安全対策及び環境整備に関すること。

3 更生園

(1)生活支援係

①管理

ア 支援向上のための企画立案に関すること。

イ 個別支援計画策定に関すること。

ウ 所管の予算編成及び執行に関すること。

エ 行事計画に関すること。

オ 入退所及び変更等に関すること。

カ 利用者台帳等の管理に関すること。

キ 調査統計に関すること。

ク 実習生の受入指導に関すること。

ケ ボランティア活動に関すること。

コ 利用者の園外実習に関すること。

サ 地域交流に関すること。

シ 短期入所、日中一時支援事業に関すること。

ス 居住棟の管理に関すること。

セ 預かり金に関すること。

ソ 支援員の勤務割に関すること。

タ 支援員の年次休暇に関すること。

チ 支援員の研修及び出張に関すること。

ツ その他管理に関すること。

②生活支援

- ア 利用者の生活支援及び余暇活動に関する事。
- イ 利用者の衣服等の洗濯、補修等に関する事。
- ウ 利用者の入浴介助及び浴室管理に関する事。
- エ 週末帰省に関する事。
- オ 所管物品の購入及び管理に関する事。
- カ 支援記録簿等の整理保管に関する事。
- キ 視聴覚関連機器及び記録写真等の管理に関する事。
- ク 寝具類に関する事。
- ケ 共同生活援助に関する事。
- コ その他生活支援に関する事。

③居室

- ア 居室支援に関する事。
- イ 居住棟「室」の管理に関する事。

④保健

- ア 利用者の健康管理に関する事。
- イ 利用者の通院等に関する事。
- ウ 医薬品及び保険証等の取り扱いに関する事。

⑤安全対策

- ア 防災、防犯等安全対応に関する事。
- イ 避難訓練等安全対策に関する事。
- ウ 園内外の安全対策及び環境整備に関する事。

(2)作業支援係

- ①日中活動支援に関する事。
- ②活動グループに関する事。
- ③受託作業開拓及び作業実施に関する事。
- ④作業関連施設の管理に関する事。

4 相談ふなおか

(1)相談支援係

- ①障がい者（児）の福祉の相談及びサービス利用支援に関する事。
- ②支援計画策定に関する事。
- ③相談支援記録の整理保管に関する事。
- ④所管の予算編成及び執行に関する事。

5 フレンズポート

(1)地域生活支援係

- ①放課後等デイサービス事業に関する事。
- ②日中一時支援に関する事。
- ③支援計画策定に関する事。
- ④所管の予算編成及び執行に関する事。